

たかやま しんきち  
高山 俊吉

弁護士(東京弁護士会)  
交通法科学研究会事務局長



# 論壇

オピニオン ◎ opinion

交通違反もみ消し事件の報道が続いている。その構造的要因については様々な分析がありうるが、背景には、違反取り締まりと交通安全の科学的関係が明確でなく、取り締まる側も取り締まられる側も、その有用性を信じていないという、見落としえぬ重要な論点がある。交通事件に長くかかわってきた体験を踏まえて述べたい。

## 交通違反もみ消し事件の背景

交通違反とりわけ速度違反の捜査と処分の世界では、もみ消しはほとんど公然の秘密である。私自身、警察から直接ではないものの、違反をした時には早めにしかるべく連絡をとれば記録に載らないよう「処置」できると言われたことがあった。警察官や警察関係団体に属する者は、違反をしても記録から消されると

い現警察庁長官はこの問題をいったいどう考えているのだろうか。警察はかねて、速度を上げてもあまり危険でないため自然に速度が出るようなところや、ドライバーに隠れて測定できる場所などを取り締まり地点に選ぶ傾向があった。危険な運転かどうかより、捕まえやすいかどうかを取り締まる

ードルがはなはだしく低い。少なからぬドライバーがもみ消しに期待をかける理由がここにある。警察が政治家などの口利きにくたえるとき、取り締まりは交通安全確保のかきたなどという建前論は消えろせ、利益供与は政治家や有力者など「良好な関係」を維持するかきになる。科学的合理性を欠く取り締まりは、交通安全に寄与しないだけでなく、市民生活にもっとも身近な交通警察活動の中に、政治家や有力者との癒着の温床を作り出しているのである。

いう話によく聞くと、もみ消し料の相場も耳にする。果たして、新潟県警では警察官の処分恐れが常態化したことが報道された。これは決して新潟県警だけの問題ではない。全国津々浦々で「お世話」を受けた警察官・民間人が、声を潜めて動きを見守っている。交通畑の長

り実施の基準となった。現場には検挙しさえすればよいという空気が蔓延し、交通取り締まりは恣意的だとの市民の批判が高まった。すると、警察は取り締まり件数を一気に減らす。最高速度違反の検挙件数は、一九八五年の四百八十八万件から九九年には半分近い二百八十万件まで下がった。その間車

る。収入の基礎が奪われる職業ドライバーの場合にはとりわけ深刻だ。しかし正面から訴えても処分の結論はたいがい変わらず、変わってもわずかな軽減にとどまる。口利き料を払ってでも点数を消してしまる方が確実に効果的なのだ。そして、本音では違反必罰の意思を欠く警察は、もみ消しへの抵抗感の八

●投稿